

公益財団法人横浜市消費者協会

消費生活相談員（正規雇用）募集要項

応募受付期間
令和7年9月3日（水）まで（必着）

横浜市消費生活総合センターの指定管理者である公益財団法人横浜市消費者協会が、消費生活相談業務等に従事する職員（消費生活相談員）を募集します。

当協会の消費生活相談員は、行政が直接採用する「会計年度任用職員」とは異なり、雇用期間の定めがない正規職員として雇用されますので、長期間安心して働くことができ、退職手当制度もあります。

また、定期昇給制度・ステップアップ制度があり、勤務成績に応じて毎年昇給します。さらに、前歴換算制度も導入しており、経験者を歓迎します。

1 採用人数

1名程度

2 応募資格

職務の遂行に必要な知識及び技能を有し、次のいずれかの資格を有する方

- （1）消費生活相談員（国家資格）
- （2）消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定資格）
- （3）消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定資格）
- （4）消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定資格）

3 主な業務

消費生活に関する助言、あっせんその他の相談（電話相談、面接相談）、出前講座の講師など

4 求められるスキル

- （1）親切で丁寧な消費生活相談対応能力
- （2）ワード、エクセルによる文書作成等に必要な知識・技能

5 雇用内容、勤務条件

身分	公益財団法人横浜市消費者協会 職員
勤務場所	横浜市消費生活総合センター

	横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階 (横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から約10分「上大岡駅」徒歩3分)
雇 用 条 件	雇用開始日 令和7年10月1日(雇用開始日については応相談) (採用の日から1年間は試用期間とします。) 定 年 65歳に達した年度の末日
給 与	初任給 月額223,900円～229,200円(地域手当を含む。) <u>他センターでの相談員の経験を初任給に反映します。</u> 通勤手当を別途支給 <u>昇 給 年1回</u> 賞 与 年2回(予算の範囲内で支給。令和6年度実績年間4.6月。 採用初年度は勤務期間に応じて減額されることがあります。) <u>退職手当制度</u> (試用期間満了後、中小企業退職金共済制度加入)
勤 務 日	週4日勤務、月1回程度(令和6年度実績)土曜日又は日曜日の勤務あり
勤 務 時 間	午前8時45分～午後5時15分 うち休憩時間は60分(交代制) (月2回程度(令和6年度実績)午前10時30分～午後7時または午前9時45分～午後6時15分の時差勤務あり)
休暇・休日	年次休暇(10月1日採用の場合、初年度10日) 夏季休暇、病気休暇等制度あり 祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)
社 会 保 険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険

- (そ の 他) ○採用後、消費生活相談員資格(国家資格)の取得を推奨しています。
○キャリアアップとして、研修制度があります。
○横浜市勤労者福祉共済加入。健康診断(がん検診等含む)を実施しています。
○現在、採用2年目の年収は約374万円～381万円、勤続11年目の年収は395万円程度となっています。

6 提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送または持参してください。

(1) 当協会指定の履歴書及びエントリーシート※

メールアドレス(パソコン・スマートフォンどちらでも可)を必ず記入してください。

※ダウンロードはこちら

履歴書([PDF 版:146kb](#)、[Word 版:27kb](#))、エントリーシート([PDF 版:162kb](#)、[Word 版:21kb](#))

(2) 応募資格を証明する書類の写し

(3) 作文：市販の400字詰め原稿用紙2枚に問題に対する考えを自筆で記述してください。

《作文問題》

消費生活相談員の役割を述べるとともに、どのような心構えで相談員業務に取り組むか考えを述べてください。

(4) 返信用封筒 2 枚

返信先を明記し、110円切手を貼付してください。

提出期限 令和7年9月3日（水）必着（郵送または持参）

持参の場合

- 必要提出書類を封筒に入れて封緘し、応募者の氏名を明記してご提出ください。
- 提出受付時間は、平日 午前8時45分～午後5時30分
(土曜日、日曜日、祝日・休日は受付をしません。)

≪提出先≫

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階
公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活相談員募集担当」あて

7 選考方法

(1) 第一次選考（書類審査）

結果は9月5日（金）までに全員に通知を発送します。

(2) 第二次選考（個人面接他）

面接は9月中旬を予定しています。日時及び会場は第一次選考合格者に電話または郵送で連絡します。

面接に先立ち WEB テスティング方式の検査があります。受検方法については履歴書に記載されたメールアドレスに連絡します。

また、面接の参考資料として当日消費生活相談に関する設問に対して記述していただきます。合否については、第二次選考後通知します。

8 その他

- (1) 提出書類に虚偽があった場合、WEB テスティング方式の検査での代理受検があった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) この選考において提出された書類は一切お返ししません。
- (3) WEB テスティング方式の検査の結果はお渡ししません。
- (4) 選考に関する問合せは下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等をご遠慮ください。
- (5) いただいた個人情報は、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

≪問合せ先≫

公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活相談員募集担当」小川・鈴木

電話 045-845-7722 （平日 午前8時45分～午後5時30分）

■横浜市消費生活総合センターホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp/>